

FAX送信票



海上保安庁  
JAPAN COAST GUARD

平成30年9月28日

件名 若松航路第四号灯標の先端部曲損について (第3報)  
(先端部撤去、非常灯設置)

送信先 関係各位

発信者 若松海上保安部 航行安全課  
電話 093-761-4200  
FAX 093-751-2577

用紙の種類・枚数 A4 1枚  
通信欄

関門港若松区第5区に所在する若松航路第四号灯標は、損壊した先端部を撤去し、代替措置として非常灯が設置されていますので付近を航行する船舶は十分注意してください。

なお、警戒船は配備されていません。

【非常灯灯質】

◆単せん赤光 毎3秒に1せん光

【若松航路第四号灯標告示位置北緯 33° 56.0′ 東経 130° 50.9′】

関門港若松区第5区

